

第二十五回 宗教法学会

「エホバの証人」高校生進級拒否処分取消請求事件について

山口 和孝
(埼玉大学)

一 事件の概要と経緯

神戸市立高等専門学校（神戸市垂水区、五年制）は、一九九〇年校舎を移転し、その際、武道館を新たに設置することとなった。一年次の一般科目では保健体育が必修とされており、武道館新設を機に剣道をとりにいれたカリキュラムが実施されるようになった。

ところが、一九九〇年度入学生のうち五人の生徒が、信仰する「エホバの証人」の教義によって剣道実技を行うことのできないこと、そのため、何らの代替措置を認めてほしい旨、剣道実習の前に体育教官に申し入れたが聞き入れられず、剣道の授業において、準備体操を除いて剣道実技に参加せず、自発的に見学する形態をとるにいたった。神戸市立高専では、学業成績は一〇〇点法によって評価し、五五点未満のものは成績不良として単位を認定されず、一科目でも不認定があると原級留置とされ、その学年の授業科目全部を再履修しなければならないことを定めている。剣道実技を拒否した生徒はいずれも剣道実習部分を〇点と評価された結果、体育の成績点数は五五点を下まわった。そのため、九一年三月の進級会議においてこの五人の生徒は原級留置の処分となった。

当該高専の「退学に関する内規」(昭和五〇年四月一日制定)は、「連続2回原級に留め置かれた者」を退学処分すると規定しているため、剣道実習の再履修においても、信仰上の理由でこれを拒否するしかない」と判断した五人の生徒は、次年度末に再び原級留置処分をされる可能性が有り、その結果退学処分されることを懸念して、九一年四月三〇日、神戸地裁に進級拒否処分取消訴訟の行政訴訟と、進級拒否処分執行停止訴訟の二つを提起することとなった。

その性格上、進級拒否処分執行停止訴訟の方が先に審理が進行し、九一年五月一六日、神戸地裁第二民事部は申し立てを却下した。原告である生徒側は、大阪高裁へ即時抗告を申し立て(九一年五月三日)たが、高裁は抗告棄却の判断を下した(九一年八月二日)。そのため、さらに最高裁へ特別抗告した(九一年八月五日)。しかしながら、九二年三月の九一年度進級会議の結果、原告の申し立ての利益が失われ、申し立て人は特別抗告を取り下げた(九一年五月七日)。この進級会議においては、五人の生徒のうち三人は、剣道実習に参加しなかったにもかかわらず、体育の総合点が最低合格点をクリアしているとして進級が認められ、残る二人が再度原級留置とされた。原級留置処分をうけた内の一人は、一年次の成績は残すという学校側の勧告や、父親の意向もあって自主退学の道を選び通信制高校へ転学することとなった。

残るA君は、高専の規定によって退学処分を受けたため、神戸地裁に対して処分の取り消し(九二年四月二二日)と執行停止(四月二四日)を求めた。執行停止訴訟に対して神戸地裁は、学校側の処分には違法性はないとして申し立てを却下(九一年六月二二日)した。A君は即日、大阪高裁に抗告申し立てを行ったが、第五民事部は、九一年一月二七日に神戸地裁とはほぼ同様の理由でこれを却下した。他方、退学命令処分取り消し請求に対しては、九三年二月二二日、神戸地裁は原告の請求を棄却する判断を下した。

このように、本事件をめぐっては四種の訴訟と五つの判決が出されている(九三年三月段階)。それぞれの争点・判決内容には若干の相違があるが、本事件が提起する本質的問題や判決の論理はいずれにおいてもほぼ同様であると指摘できるところから、本稿では、これら事件を「『エホバの証人』高校生進級拒否処分事件」(以下、「本事件」)、一連の訴訟を「本ケース」と総称し、個々の判例研究は専門の法学者の手に委ねて、本事件と本ケースが提起している問題を総合的かつ多角的に検討してみたい。(なお、学会報告の後の一九九三年二月二二日、A君の退学命令処分等取消請求事件に対して神戸地裁判決「平成四年(行ウ)第二二号」がだされたので、本稿では、その判決をも視野に入れながら論述することを断っておきたい。)

二 本ケースの主要な争点と特徴

本ケースは、申立人原告らとその信仰する「エホバの証人」の教義に基づいて、被申立人である高等専門学校が必修科目とする体育の剣道の実技受講を拒否したことに起因して、被申立人が原級留置の措置をなし、その結果として申立人の一人が、退学処分という、生徒としての身分変更を迫られる懲戒処分をうけたことの効力を問うものである。

本ケースは、憲法二〇条一項によって保障されている申立人らの信教の自由が、剣道の必修化、代替措置の不承認、その結果としての原級留置・退学処分などの措置によって侵害されたのか、それとも、これらの措置は学校の裁量権の範囲であるのが争点として争われた。原告は、信教の自由侵害に焦点をあてて申立てをなし、その違憲性を正面から問おうとした。しかし、本ケースの投げかけた問題を整理すると次のようになる。つまり、国家行為に宗

教性があるとして、その結果信教の自由を侵害されたことに対する救済と国家行為の違憲性を争う一連のいわゆる「靖国訴訟」とは異なっており、一般的には社会合意の成立している世俗的な国家行為（本事件では、義務教育学校段階以降の公立学校の教育行為）が、特定の信仰を有する者の信教の自由を侵害すると認識されたとき、その信教の自由はどこまで保障されるべきかという課題を提起している。

同様な権利侵害が争われたケースとして、信仰する宗派の教会学校に出席するために、公立小学校が日曜日に実施する日曜参観授業を欠席した児童が、学習指導要録に欠席と記載されたことが、憲法二〇条・教育基本法九条に違反するかどうか争われた、いわゆる「日曜日訴訟」がある。ここでは、それ自体世俗的であり、かつ、共働き家庭の多い地域においてむしろ保護者より要求されている日曜日の参観授業と対立する信教の自由（親の宗教教育の自由と子どもへの宗教教育への参加の自由）が、公教育の宗教的中立性を理由に退けられた。

判決は、宗教教育の自由が憲法の保障する重要な権利であることを認めた上で、もし、原告の主張を認めれば、信仰上の集会の日時は宗教・宗派によってさまざまに異なり、公立学校との衝突が「随所に起こるもの」と想定されて、特定の宗派の宗教教育のために公立学校が授業出席免除措置を取るとは、「宗教上の理由によって個々の児童の授業日数に差異を生じること容認し」、「公教育の宗教的中立性を保つ上で好ましいことではない」と示した。また、教育基本法九条については、「公教育担当機関が、児童の出席の日曜日を定めるために、各宗教活動の教義上の重要性を判断して、これに価値の順序づけを与え、公教育に対する優先の度合いを測るといようなことは公教育に要請される宗教的中立性（教育基本法九条二項）に抵触することにもなりかねない」（東京地判昭六一・三・二〇）とした。

「日曜日訴訟」の争点であった憲法二〇条・教育基本法九条の解釈を巡っては、その限りでは東京地裁の判決は

「正当なものであったと評価できるが、事件への対応として、学校は欠席の取扱いについて柔軟な措置をとることは「教育的配慮」として可能であり、そのことが公立学校の宗教的中立性を決定的に損なう程度はさほど高くなく、また、信仰者が信教の自由の権利を發動することによって損なう学習の機会の損失は受忍の範囲にとどまったであろう。この事件の当事者である児童は、欠席措置にもかかわらず、その後の学習において何ら差別されることなく中学校に進級した事実があるのに対して、本事件では、退学処分という身分変更を行政処分としてなされている点で、信教の自由への制約は「日曜日訴訟」と比較にならないくらい多大である点で大きく異なる。

また、本ケースの被告は、生徒の自由意志で選択したことを前提として剣道履修を承知していたのであるから、入学後は学則・内規・教育課程などに従うのが当然であるという論を展開している。これは、公立学校教育へアクセスする国民の機会均等とは何かという問題にかかわり、また、校則として定められた事柄に生徒は一方的に従う義務があるのか否かを問う、いわゆる「校則裁判」に共通する教育裁判としての性格をもっている。

三 本事件の背後にあるもの

(一)「エホバの証人」による剣道拒否の背景

「エホバの証人」とは、聖書の「主なる神」をヘブライ語やギリシャ語の聖書の表記に従って「エホバ」と呼び、自らをエホバに選ばれた証人(「あなた方はわたしの証人である」とエホバはお告げになる、「すなわち、わたしが選んだわたしの僕である」イザヤ書四三章一〇節)^②とする聖書のファンダメンタルな理解に基づいて「千年王国」を待望する。彼らは、第一次世界大戦勃発後の世界の戦争・飢餓・迫害・災害・諸国民の連合などは「神の御国」

が天に設立された証しであり、このしるしは近い将来に最高頂に達し、地上を支配しているサタンの腐敗した制度をイエスがハルマゲドンの戦いで滅ぼして、その後死者も復活し永遠の生命をもたらす「千年王国」の楽園が与えられると信じる。

一八七〇年代にアメリカでチャールズ・ラッセルが興し、現在では、本部をニューヨーク市郊外のブルックリンにおいて、世界同時発行の『ものみの塔』という雑誌やその姉妹誌を学習することと訪問布教を中心とした活動を組織している。日本では、「ものみの塔聖書冊子協会」として法人認可され、神奈川県海老名市に日本支部において訪問伝道を行っている。彼らの教えによれば、「エホバの証人」は世俗の世界では外国人に等しいとされ、政治に対しては中立の立場をとり、上に立つ権威には従うがそれに崇拜を捧げることが拒否するため、納税はしても選挙一般には参加せず、また、暴力をふるって反対したり、あるいは武器をとって反抗することを否定する。アメリカでは、選挙・公務への就任・陪審や軍事上の義務履行を拒否し、星条旗への敬礼を偶像崇拜として否定している。

「あなた方が互いに訴訟おこしていることは、実際のところ、あなた方にとって全くの敗北を意味しています。なぜむしろ害を受けるままにしておかないのですか」(コリント第一書六章七節)という教えに基づいて、事柄の善悪を世俗の法で裁くことを潔しとしない面をもちながらも、アメリカでは、兵役義務免除などを要求する多くの訴訟に関与している。日米開戦から間もない頃、公立学校における星条旗敬礼強制を拒否した合憲性が争われた。これに対し米連邦最高裁判決(バーネット判決^③、一九四三年)は、合憲を認めた。その判決と趣旨は、思想・信条の自由や宗教的少数者の権利擁護の原点としてよく引き合いにだされる。

剣道を行うことが教義に反するとすることは次のように教えられている。聖書では、「できるなら、あなたがたに関する限り、すべての人に対して平和を求めなさい」(ローマ書一二章一八節)と絶対平和の立場をとり、戦わ

ないだけではなく、さらに、「もはや、戦いのことを学ばない」(イザヤ書二章四節)と戦いの手法である武術を修得することも否定している。このような聖書理解は、「武道をすることが、自分の考え方にどんな影響をあたえるかを銘記せねばなりません。……ある身体の訓練つまり運動に携わるものとしても、それによってあなたの霊的な関心事が曇らされたり、損なわれることがあつてはなりません」とする教えとして学習されている。こうした姿勢は、単に物理的に戦う方法をとらないことばかりではなく、「世の闘争と政治に対して中立の態度を保ちます。実際彼ら(エホバの証人—引用者注)は防衛と攻撃双方の肉体的な武器を使うことをやめました」というように、先に述べた世俗社会における政治不参加の態度にもつながっている。

学校教育で実施されている剣道を世俗的なスポーツとみなすか、これを武闘のための訓練とみるかはいろいろと議論のあるところであるが、原告は、その歴史的起源を重視する剣道指導者の剣道論を引き合いにして、その本質と戦闘性は深く結び付いていると主張している。例えば、「戦うために考えられた技術ですから、当然、勝つための技術で」、そのために「要求されるのが、気合であり、気力であり、そして気迫、精神力だったのです」と説明されていたり、授業での「素振り」も、「単なる棒振りで終わることのないよう、常に仮想の相手があることを子供達に意識させて指導にあたらなければなりません」と指導が説かれているからだとする。したがって、信者にとつては、「聖書を学んで培った良心にしたがつて判断したとき、自分が剣道を行うことは聖書の原則に反することになる」のである。なお、次節でみるように、柔道も同様に履修すれば聖書の教えに反するものとみなし

ている。

このような信仰に基づく兵役拒否や非暴力、あるいは、他のいかなる存在への崇拜拒否の態度に対して、ファシズム政権の下で多くのキリスト教派がそれを支持したり迎合したのに比して激しい弾圧が加えられた。ヒットラー

政権下のドイツでは、「エホバの証人」は「紫の三角」印をつけさせられてユダヤ人同様に迫害され、日本では、非戦を唱え天皇崇拜を拒否した「灯台社」(戦前の「エホバの証人」の組織)の明石順三は憲兵隊にとらえられ組織は解散を強制された。⁽⁸⁾

(二) 兵庫県下における一〇年来の「問題」

「エホバの証人」という宗教団体については、八〇年代後半に、いわゆる「輸血拒否問題」としてマスコミに取り上げられ、それが、医の倫理と信教の自由の対立、さらには、親と子どもとの間に存在する信教の自由をめぐる対立を浮き彫りにする課題を投げかけて国民の注目を引いたことがある。

教育の世界では、柔・剣道のほか生徒会選挙・学芸会などの学校教育の一部に参加しなかったり、校旗敬礼を拒否したりするなど、「特定の宗教的信念」から「集団的教育活動」になじまず、教育活動の「和」を乱す「困った」生徒の問題として「エホバの証人」という宗教団体の存在は早くから、認識されていた。一九七五年には福井市の県立高校で柔・剣道履修を生徒がボイコットした「事件」⁽⁹⁾が起こったり、鹿児島県の県立高校でも履修拒否が「問題化」した。しかし当時においては、こうした「問題」は地域的な個別の学校の「問題」として「ものめずらしく」扱われるのが一般的であった。授業の拒否という生徒の行動は、授業担当者としては「困った」問題であっても、信教の自由という「よくわからないが厄介そうな」ことが絡んでいるようで、「さわらぬ神にたたりなし」の姿勢で処理されてきた傾向が強かったといえるであろう。文部省も、こうした問題に対しては「教育現場の判断に委ねる」として不介入の姿勢を示してきた。

しかし、一九八七年には、奈良県教育委員会が県内の中・高校を対象に、①格闘技を拒否するもの、②レントゲ

ンを拒否するもの、③治療を拒否するもの、④学校行事に参加しないものの四項目に該当する生徒数を調査するよう文書で指示する^⑪など、信者生徒を多く抱える地方の教育行政者は、彼らに対して「警戒」する姿勢を示していた。

兵庫県は、「エホバの証人」発祥の地として信仰に熱心な信者の数も多く、県下では柔・剣道の授業がなかったり、代替措置を認めている高校に信者生徒が集中する傾向が生まれ、県教育委員会は彼らの動静に特別の関心を払っていた。筆者の調査でも、一九八七年春、ある県立高校では、「特別活動」の成果が認められなかったとして、三年生の信者生徒三人の卒業が保留とされ、また、県立工業高校では、三人が体育の格技を拒否したことによる単位不認定で卒業が認められず退学、県立商業高校では、二年生の男子生徒一〇人が柔道の授業を拒否して原級留置の処分を受けている。「特別活動」の成果が認められないというのは、「特別活動」の内容として学習指導要領で規定されている卒業式などの儀式が含まれており、それには「日の丸」敬礼・「君が代」斉唱が暗に含まれている。

「エホバの証人」側の調査によれば、信者の子ども達が通学した高校・高専の内、剣道実技実習を何らかの形で免除する措置をとった学校は高専一四校を加えて三〇〇校をこえ、柔道の場合はさらに寛大な措置が多くの学校でとられているとされている。また、一九八〇年以降、格技拒否のために退学に追い込まれた信者生徒は、兵庫県の公立学校で一八名、千葉県では一六名と報告されている。^⑫兵庫県下でこうした教育処分が急増した背景には、一九八三年六月に県教育委員会が出した「格技の履修を拒否する生徒の指導について」というマル秘扱いの裏通達がある^⑬とされている。この文書では、「生徒が信仰している宗教に対して、特別なとりはからいをしない。すなわち、格技の履修拒否を認めない」という基本姿勢が貫かれており、「他の領域などで代替措置はとらない」と厳しく指導している。また、格技拒否をする生徒に対する説得の方法について細かい方法が示されて、公立学校へ入学した

以上は、法的拘束性をもってしている学習指導要領に基づいて学校が定めている教育課程を履修する義務があるという論理で説得せよと説明がなされている。

こうした県レベルでの対応は、県立高校の入試要項に「特別活動への不参加は卒業に影響する」と明記すること（一九八六年二月決定、八八年の「入試募集要項」に「特別活動を履修しなければ、進級、卒業は認めない。履修・習得しなければならぬ」「体育」の中には男子は格技が含まれている。また、履修しなければならない特別活動の内容の中には儀式的行事、体育的行事が含まれている」と注記されたことなどに具体的に表明された。

「エホバの証人」への統一的対応は、県立高校の校長会での申し合わせという形で現場に浸透させられてきたが、市立高専の校長会は県立高校と別組織となっており、高専の姿勢は若干異なっていた。それまで市立高専には格技がなかったため、「エホバの証人」生徒が集中し、一時期は三〇名近く在籍していたこともあるという。市立高専では、八〇年の武道館新設にともなった剣道の必修化に際して、剣道を拒否した場合には進級できない旨を八〇年度の募集要項に記載しておくこと、また、中学生への学校説明会でも再三にわたってその旨を説明することによって、「問題」を起こす生徒はそもそも入学してこないだろうと予測されていたことを関係者は表明している。また、高専の一般教育レベルは高等学校の教育課程には近いものであるが、学校の運営組織・人事・学生管理などのシステムはむしろ大学に近い形態をとっており、生徒の教育方針や成績評価などに関する学内合意の形成のされ方も高等学校とははるかに異なって教官裁量の強いものとなっていることが、県下での一〇年来の「問題」を突出させることになった背景として存在しているであろう。

(三) 格技履修の実態と学校の対応

神戸における「問題」について、兵庫県高校体育連盟柔道部では柔道拒否問題の研究会を開き高校の柔道教師の対応について検討している。⁽¹³⁾ それによれば、兵庫県下で「エホバの証人」信者高校生による柔道授業拒否がではじめたのは一九七三年からで八〇年頃より増えはじめたとされている。県下一四一の高校において柔道を授業として実施し、その内二六校においては信者も授業を履修している。しかし、神戸・阪神の都市部の高校では「大半が拒否をしめしている」とされ、これまで授業不参加でも単位を与えていたものが一九七六年より不認定をされるケースがでてきていると報告されている。

さらにこの報告では、柔道授業への信者の態度と学校側の対応について次のように三つに分けて概括されている。

①実技実習を全くやらなかった場合——柔道衣を着ないで見学か他種のトレーニングを行う。道場への入室をも拒否して入学後一ヵ月で退学したものもある。当初は、レポートや他種目などの代替措置をとって体育の単位を認定していた学校もあったが、現在では、ほぼ全校で実技を履修するように説得し、応じないときは見学させて、結果単位を不認定するケースが増えている。その場合、多くは定時制・通信制高校へ転学するか、自主退学して就職するか格技履修のない高校を再受験する道をたどっている。

②部分的に授業参加する場合——信者によっては、準備体操、柔道の「受け身」、「寝技の受け」など、相手を必要としない実技部分には参加したり、「取り」という組み練習や試合はしないが、自由練習には参加するなど対応がまちまちである場合もある。こうした参加形態の場合、柔道の点数を最低点をつけ、体育の総合評価によって単位認定をおこなうことが多いとされ、現在のところこの評価方法が「問題」に対して「多くの学校がとっている解決策」としている。

③説得によって授業に参加するようになった場合——説得は大変難しいが、「迫害、受難も神のためなら喜んで」

という信者の信仰の強さに「根負け」しない強い姿勢と「説得の軸」をおさえれば成功することもあるとしている。「説得の軸」として、父親が信者でない場合は十分説得できる余地があること、「単位が取れなければ進級できない」と強い態度で臨むこと、柔道が単に柔道教師がいるから設置されている授業ではなく、「柔道の持つ身体的、精神的・文化的特性が認められて、高校生にふさわしい対人運動として位置づけられ、学校で定めた教育課程の中で体育授業として」あることなどがあげられている。

しかし、信者の対応はもつと多様・複雑で、教師の対応にも戸惑いや混乱がみられている。例えば、信者高校生の中には、単位が不認定になることはもとより承知のうえで卒業にこだわらず、なんらかの形で高校生活を送れることに意義をみいだしているものもいたりする。また、信者生徒は概して実技を拒否する体育以外の授業では「他の生徒の範たるものを多く持って」おり、多くの教師はなんとかして進級させてやりたい傾向が強い学校もある。また、学校によっては、柔道を拒否しても、信者生徒が女性であるという理由から、見学という措置で進級させることを学校長裁量で認めるといふ、ねじれた差別による「解決」もある。

四 判決の検討

本ケースについては、判例研究や解説を含めて論稿が数多く⁽¹⁵⁾だされ、公教育の宗教的中立性と個人の信教の自由をめぐる問題が憲法論や学習権論の課題としてようやく関心を集めるようになってきた。本章では、本ケースで争われた主要な争点について概括しながら、本事件が提示している問題について論じてみたい。

(一) 原告の提示した「違憲審査基準」をめぐって

原告は、国家の行為が世俗的であっても、それが宗教的信条と抵触・衝突するような場合には、信教の自由を規定する憲法の趣旨からして、当該国家行為に正当性があるか否かの判断は、次のような違憲審査基準に照らして慎重になされねばならないと主張した。

① 国家行為にやむにやまれぬ高度な必要性があるか否か、② 国家行為が高度の必要性に基づくものであっても、それが同じ目的を達成するために代替性のない唯一の手段であるか否か、③ 国家行為による侵害の性質及び、程度、侵害される宗教上の利益の重要性の程度の比較衡量、④ 当該宗教行為自体が第三者の権利を侵害するか否か、の四点である。こうした審査基準は、アメリカ連邦最高裁が信教の自由の侵害をめぐるケースの審査に際して示してきた判例を整理して、国や公的機関・組織のなす行為が信教の自由に対して何らかの不利益や負担を与えるものになっていて、そうした行為の違憲性が問われる場合の判断基準として形成されてきたものである。原告は、この基準に照らして、高専の進級拒否・退学処分をなした学校の処置は裁量権の逸脱・濫用で、憲法に違反して無効と主張する。一連の判決は、いずれも、本ケースの判断に際して、こうした審査基準を採用しようとするのではなく、高専の処分は学校裁量権の範囲で違法なものではないとした。しかし、本事件では、高専の行為が結果的には、信教の自由を主張する原告の大きな身分の変更を迫るものとなっており、原告が信仰に対する態度の何らかの変更をなさなにかぎりこうした処分はまぬがれえないものであるから、信教の自由の制限・制約の程度は著しいものといわなければならない。

したがって、こうした事件の場合、信教の自由の制限・制約がやむをえないものであるかどうかについて裁判所は憲法の判断に深く踏み込んで審査することが要求されるであろう。もちろん、信教の自由はすべての公共の利益性や一般の人権に優位する絶対的権利でもなく、また、政権分離と公教育の宗教的中立性は、まさに個々の信教の自由を保障するために堅持されねばならない。現実の社会生活においては、国家の為す世俗的な行為が個々の信仰

者の自由と衝突する事象は多発し、また、その形態は多様で複雑であることが想定される。だからといって信仰者の信教の自由を無制約に保障することは、一般的人権に優位して宗教者の特権的自由を与えることになって政教分離の原則を侵すことになるであらうし、逆に、政教分離原則を機械的に解釈して信教の自由の範囲を狭めることは、宗教者の権利を制約することになり、政教分離原則と信教の自由保障の関係をパラドキシカルな隘路に閉じ込めてしまうことになる。

このような論理矛盾に陥らず、かつ信仰者の精神生活を救済する保障として、先のような違憲審査基準を吟味しながら採用して慎重に審査することは重要なことである。ここでは、原告の提示した違憲審査基準そのものの妥当性に関する論議はさておいて、原告の基準を適用すれば次のようなことがいえよう。

まず、高専の武道館に設置された剣道場は特別に宗教性を意味する雰囲気をもたず、授業内容も精神的な修養を特別に迫るといふ形態をもっていない以上、これを社会的に合意された世俗的スポーツと認知し、学校教育の一部として採用することそれ自体は問題とならない。問題は、剣道によって期待される教育効果が敏しょう性、瞬発力・持続力・正しい姿勢・気力などの育成であるとすると、それは、信教の自由を制約してまで実施しなければ達成できないという高度の必要性があるか、あるいは、剣道を履修させないことが高専での学習や学生生活や卒業後の社会生活にとって欠くことのできない能力の損失を招くことになるか否かである。しかし、このことに対する高度の必要性や公益的利益性については確たる立証がない。教育学的にも、数ヶ月間だけの剣道の履修が人間の発達、この場合には、運動的能力や精神的力の形成に不可欠であるとはいえない。

むしろ、問題となっているのは体育としての単位認定であるから、その限りに於いて他の種目で代替することは可能であり、そのことによって、何ら他の生徒が剣道を履修することの妨げとはならない。ただ、他の種目を剣道

の授業と同じ時間帯、または他の時間帯に別個に実施する場合、教官の配置、専門性など学校が制約を受けたり、特別な負担を強いられることが考えられる。しかし、そもそも学校の教育的裁量なるものは、生徒の学習権を保障するために、生徒の状況を勘案し、生徒の発達や成長にマイナスにならないよう、あるいは「最善の利益」を配慮してなされるべきものであり、そうした制約や負担を裁量の發揮によって解決することがまさに望ましいといわなければならぬ。よしんば、こうした負担を負うことが不可能である場合でも、レポート等によって単位を認定することは教育的にみて何ら問題はなく、現実に他県の高等学校では実施している。

原告は、代替措置を求めてはいるが、その場合は最低点でよいことを主張している。すなわち、信教の自由を主張して絶対的自由(授業の完全履修免除)を要求しているのではなく、信仰を裏切らない精神生活の安定と、進級低い点を受け入れるという妥協である。公教育の宗教的中立性を保持しながら、同時に信教の自由も擁護するという観点からすれば、こうした両者の妥協が現実的な接点であろう。この場合、教育基本法九条前段の「宗教に関する寛容」は信仰者にとって許容できる犠牲の上に保持され、政教分離原則は何ら変更を迫られない。

事実として、原告は剣道実技の間、そうすることを禁止されることもなく実技を見学してその様子を記録し、後日、剣道に関するレポートを作成して体育教官に提出しながらその受領を拒否されている。これは、生徒の自発的な学習成果の表現形態のひとつである代替行為の具体的可能性を示している。これが成績評価の対象たりえないことを主張するためには、教育学・教育評価論の観点からその不充分性が立証されねばならないだろう。

原告の受けた不利益は、学習権を奪われることになったことにおいて甚大である。進級拒否処分が取り消されたとしても、それは「もはや第二学年の講義を相応しい時期に受けることはできないのであるから、回復の困難な損

害であるということができ(16)と裁判所は認めている。原告の履修拒否は、原告の信教の自由を貫くことに基づいた行為であり、剣道実習への参加強制は「実質的には格技を禁ずる教義に反する行動を事実上強制した同様の結果となり、そのため、申立人の信教の自由が一定の制約を受けたことは否定することができない(17)とも判断している。したがって、この点が本事件でもっとも救済されねばならない点であり、信教の自由の保障とともに原告の学習権の回復・保障に焦点をあてた審理がなされなければならない。しかしながら、違憲審査基準を提示してこれによる慎重な審査を要求する原告が、この点に関して、原告の不利益性を信教の自由の否認(破戒、ないし棄教の強要)としての側面のみ比重をおいて立論しているのには疑問が残る。

最後に、原告らの授業の一部拒否が他の生徒の学習権や自由を侵害するものにはならないことはいうまでもない。原告の履修拒否という行為が他の生徒の剣道実習を妨げることにはならず、また、事実そういった障害は発生していない。また、公序良俗に反するものでもない。しかし、被告側の提出した橋本公巨鑑定書によれば、宗教的理由による授業免除や代替措置を認めることは、平等原則に反するばかりではなく、「他の学生が原告にならい同様の主張をすることが考えられ、……その結果として宗教を理由として、授業拒否が行われ、学校教育に混乱をもたらすおそれがある」としている。さらに、信仰者に特別の配慮がなされれば、剣道履修拒否ばかりでなく他の教科の履修拒否に波及する可能性もあり、「原告らの主張を推及すれば、学校教育に大なる障(18)碍をもたらす可能性があると学校教育の混乱を予測する見解もある。

原告らは、完全免除を要求しているのではなく、代替措置としてレポートを提出し、かつ最低点でよいことを要求しているから、このような犠牲を自らに課しても実習を免れたいと主張するような生徒は、宗教的事由による強い信念の持ち主以外にでくるとは考えられず、また、他教科の履修拒否という波及は、何ら事実的裏づ

けのない推論にすぎない。さすがに裁判所はこうした見解は採用しなかったが、「宗教上の理由に基づいて有利な取扱いをすることになり、信教の自由に一内容としての他の生徒の消極的な信教の自由と緊張関係を生じるだけでなく、公教育に要求されている宗教的中立性を損ない、ひいては、政教分離原則に抵触することにもなりかねない」とする判断を示している。「他の生徒の消極的な信教の自由との緊張関係」とは具体的に何を意味するのか判然とせず、仮に「緊張関係」が生じたとしても、それは第三者の権利侵害にどのように影響するのか内容が提示されていない。

全体の裁判を通して指摘できることは、原告の提示した違憲審査基準は、信教の自由の侵害について審査がなされる時には審査基準が設定されるべきと主張したにすぎず、具体的にどのような行為に対して違憲の審査を求める主張が詳細・明瞭ではなく、この点で裁判所がそれ以上踏み込んで判断することを回避させた要因にもなっていると思われる。

(二) 入学後剣道履修が要求されることを事前に了解していたから履修は義務であるとする点に関して

判決は、「原告人らは、その自由意思に基づいて神戸工業高専に入学したのであるから、……所定の教科を学んで同校を卒業することを望むならば、その特殊の部分社会を規制するために神戸工業高専で定めた学則(履修すべき科目を含む)その他の規則を遵守する義務のあることは当然である」として、高専は義務教育学校ではないから、入学した以上その規則に従う義務が生ずるとする「特殊な部分社会」論を展開している。一般的に、「特殊な部分社会」であつてもそれが特別な法によって人権を制限することが特殊に認められている場合を除いて、憲法で保障する基本的な人権が制約されることは問題がある。特殊な部分社会」の内部規則の適用が、一般社会の法律関係

を越えて一定の合理性をもつためには、その部分社会における人権の一定の制約がそうした集団の存立や秩序を維持するための根幹にかかわって要請されていることを立証する必要があるであろう。まして、神戸高専は公立学校であり、そこでの諸規則は特定の思想・信条をもつものに制限を加えたり、特別の負担・犠牲を強いるものであってはならないということはいうまでもない。

判決は、「神戸高専の存立及び活動等を保護するための内部規律によって、原告の権利も一定の制約を受けるのはやむを得ない」とするが、学生の剣道履修拒否が学校存立を脅かすほどのものになっていく証拠はなく、原告らの行為は、学校の教育課程や学則・諸規程そのものの改変を要求したり授業妨害に及んでいるわけではないので、こうした論理によって権利の一部を制限することは失当しているといえる。

さらに、入学前の説明会で、入学後は剣道を履修しなければならないことを説明し、「学生便覧」にもその旨が記載されており、原告らもそのことは承知していたのであるから、剣道拒否によって被る不利益の程度は低いとも判断している。この点は、高専に限らず、県立高校が募集要項にその旨を記載したり、事前の説明会を開催している事実とかかわって重要な問題を提起している。すなわち、公立学校への学習の機会は広く国民に門戸を開かれなければならないものであって、選抜に際しては、基本的には学校の要求する学力以外の要素（ここでは、思想・信条）を加えることには慎重でなければならない。学校での規則の絶対的遵守を入学希望者に要求するならば、その規則に反対の考えをもつものの入学機会を制限することになり、公教育の機会均等に反する。これは、思想・信条による差別を禁止している憲法一四・一九・二〇条に違反する事態を生じることになる。

この問題は、特定の信仰をもつものの信条が世俗的教育内容と対立するというケースに固有のことではなく、県立高校や高専が、「特別活動の中の儀式的行事」の履修をも強調している点で、国民一般の教育機会の均等の制限

にかかわる問題をはらんでいるといえよう。学習指導要領の改定によって、特別活動の「儀式的行事」では、「国歌・国旗」の重視が掲げられ、入学・卒業式は「厳粛な」(「学習指導要領」)雰囲気で行われることが要求されているからである。こうしたことを勧奨すると、国家の定めた教育課程の基準に基づいて学内で設定した教育課程に異論を唱えるものは、そもそも入学の資格をもたないという論理によって、「日の丸・君が代」反対論者を事前
に排除することにもなりかねないからである。

また、学校の定める規定や慣習がいかにも不合理・不当なものであっても、それを批判したり、異議を唱える場合には学習を保障しないという論理は、学校という部分社会の支配的機能を一般社会よりも優位におき、生徒の思想・信条の自由より学校の機能を上位させる論理である。こうした論理が正当化されれば、たとえどんなに非合理的な校則でも、その決定に参加できなかった者も入学後は一方的にこれに従わなければならないということを認めてしまうことになってしまう。

(三) 剣道の欠点ではなく、体育の総合成績が不良であったための単位不認定によって処分したことについて
本事件は、信教の自由と公教育の宗教的中立性の関係をめぐって裁判所の判断が求められるという性格とともに、学校が極めて強い姿勢の処分権発動によって生徒の学習権が剥奪されて甚大な不利益を生じさせていることからの救済を裁判所に求めているという性格ももっており、教育裁判としての側面が注目されねばならない。

原告の争った中心的課題は体育の単位認定の違法性であったが、主張の基調には、世界の宗教に対する寛容の水準(特にアメリカ)から遅れている日本の常識レベルを引き上げ、公教育の宗教的中立性をタテにした宗教的少数者の差別的扱いをやめさせることへの期待が流れている。したがって、教育処分としての懲戒権の発動の不当性・

違憲性・反教育性への注目はどちらかという稀薄であった。原告にとつては、信教の自由に対する侵害が最大の主張点であり、原級留置・退学処分という学習権の侵害については、成績の点数問題を浮き彫りにするために採用された副次的な論点にすぎなかったように思える。

単位認定の是非について、裁判所の判断はいずれもこれを学校裁量の範囲として正当とみなすものであるが、その論拠は二つに分かれる。初期の裁判においては、成績評価で特別な扱いをすることは、「信教を理由として有利な取扱いをすることになり、……公教育に要求されている宗教的中立性を損ない、ひいては政教分離原則に反する」とすることに焦点をあてた判断が示された。ところが学校側は、単位不認定の根拠について、当初は剣道実習の不履修を直接の理由としていたが、後に、体育の総合評価の結果が合格点に達しなかったからと学校長が表明するように見解を転換させていった。また、一九九一年度末、剣道再履修の生徒のうち三人は進級できたことをもって、信仰による拒否に対する懲罰としての処分ではないことの実証としてきた。それは判決にも反映して、「剣道の実技への参加を拒否したという理由だけで直ちに体育の単位を不認定としたわけではなく、……総合評価の結果、体育の単位が認定されなかったというにすぎない」とされ、そのことをもって、「剣道実技の受講拒否に対してことさら不利益を課したものと評価することはできない」とした。原級留置処分をうけた生徒の内三人が再履修において再び剣道実習を不受講でありながら体育の単位を得たことについても、「この相手方の措置が申立人の信教の自由に与えた制約の程度はそれほど高いわけではない」と判示されている。

高専では、一年生前期の剣道に七〇点、水泳に三〇点の計一〇〇点、後期の球技等に一〇〇点を配分し、通年二〇〇点満点を一〇〇点換算して五五点以上を合格としている。A君の体育成績は、剣道の準備体操の評価としての五点が加わった合計九六点(一〇〇点換算で四八点)であった。彼の場合、剣道以外の種目はいずれも七〇パーセ

ント以上の成績を獲得しており、「他種目を含めた体育全体の成績がよくない」という判定は当を得ていない。高等専門学校の教育目標として、他の高等教育機関よりも一段と高い運動能力を育成する必要があるとは文部省の見解の中にもみいだせない。また、この論理は、信教の自由表明に対して加えられる不利益の程度は、信教の程度ではなく運動能力の如何にかかわるといふ奇妙な論理を前提にしないと成立しないものである。

体育の教育目標からして総合成績とはいかなる能力を意味しているかという問題はさておき、問題は、体育の一部種目の不履修、ないし成績不良が、退学という懲戒処分の正当な理由となりうるか否かが問われなければならないことである。成績評価に関して、信教の自由を理由に原告の不利益にならないどのような配慮が行われても、それは何らかの形で信仰者に特別な取扱いを学校が提供することには変わりなく、この点では公教育の中立性論に踏み込むと法律論としてはなかなか困難な論議をしいられることになるだろう。むしろ、A君の場合に重要なことは、成績優秀であるにもかかわらず学習権を剥奪されるという甚大な不利益を受けることになった点であり、学校側の対応が学習権処分として是認されるべき行為であったのかをもっと問われるべきであろう。

学校がA君に対しての退学処分は、神戸市立高専の「退学に関する内規」第一号、同「学業成績評価及び進級並びに卒業の認定に関する規定」第一五条（「連続して二回言及にとどまることはできない」）に該当するものとして、学校教育法施行規則第一三条二項、第三項第二号と高専学則第三二号第二号を適用している。これに対して裁判所は、学内の規定そのものには違法性はなく、その適用にあたっては「十分に審議したうえで、本件処分に至った」とし、「一科目でも単位を落とした場合に学力劣等と評価することは別段不合理なものではない」と判断している。²⁸

学校教育法施行規則第一三条二項は「成業の見込みのないと認められる者」と規定しているが、二回の原級留置をもってこれに該当する懲戒の対象とする学内規定は著しく厳しいものであって、この規定そのものの妥当性がま

ず検討されなければならないだろう。さらに、仮に学内規定が妥当であり、その適用が校長の裁量権の範囲であることを認めたとしても、剣道以外の学業成績や学内での生活態度においては極めて優れた生徒を、「学力劣等」で、かつ「成業の見込みのないもの」と断定することは理解に苦しむところである。ちなみに、A君の一年次の成績は、歴史九九点、数学Ⅰ九八点、数学Ⅱ一〇〇点、英語Ⅰ一〇〇点、情報処理一〇〇点、というように、体育の四二点を除いて学年上位の成績を残している。また、「学力劣等」と判断された九一年度の成績は欠点となった保健体育の成績を加えても平均九〇・一点で、これまた学年上位の高成績であった。

学力劣等とは、学業成績が全般的にわたって当該学校の教育活動に耐えることのできないものとみるのが妥当であろう。また、学業不振の子どもであっても、その子の利益と発達の可能性や、何よりも子どもの学習する権利を可能な限り探求し保障するのが教育の任務であり、学力劣等を機械的に解釈して懲戒処分の対象とすることは教育の条理に反するものである。懲戒権者たる学校長が懲戒権を発動する場合には、「当該行為の軽重のほか、本人の性質および平素の行状、右行為の他の学生に与える影響、懲戒処分の本人及び他の学生におよぼす訓戒的效果等の諸般の要素を考慮する必要がある」とされる。教育上の懲戒とは、処分される子どもの将来にわたる不利益と訓戒的な効果の兼ね合いが慎重に考慮され、かつ、一定の教育的効果が期待される場合でも、不利益や権利侵害が極めて大きい場合には、そうした処分は妥当性をもたないといえよう。本事件の場合、退学させることによる訓戒は、学習意欲欠落への認識喚起としては意味をもたず、むしろ、特定の信仰を所有していることは社会的にマイナスになることを当事者や他の学生に「悟らせる」という権力的圧力を認識させることに他ならない。また、処分された原告にとっては、自分の希望する学校において誰よりも学習する能力をもちながらも勉学する道を閉ざされ、さらに学校で学習する機会を得るためには特別の犠牲をはらわなければならない状況に追い込まれたのであるから、そ

の不利益は極めて大きい。

判決は処分にあたっては、二回の進級認定会議と懲戒委員会を開催して「十分に審議した」ものであるので、処分は学内規定を「漫然と適用した」とする原告の主張に理由がないとする。⁽²⁸⁾しかし、原級留置処分から退学処分に至るまで、規則の適用は機械的であり、学校長の教育的裁量はむしろ教育条理に反して権力的に発動されている。こうした過程がもっと詳細に審議されるべきであつたろう。

(四) 授業免除措置は公教育の宗教的中立性を侵すことになる政教分離原則違反とすることについて

判決が、特定の宗教を信仰するものに「有利な取扱い」をすることは、公教育に要求される宗教的中立性を損ない、ひいては政教分離原則に反することになりかねないとしたことに関して、被告と原告との間で、宗教の自由と政教分離原則が対立した場合の政教政分離原則の解釈の仕方をめぐって論議が展開された。原告は、現実的には国家と宗教との完全な政教分離は不可能なことを説いている津地鎮祭事件最高裁判決(最大判昭五二・七・一三)に依拠しながら、厳格な政教分離論は宗教の自由を制限することになるとしてこれを退けて、いわゆる“ゆるやか分離説”を採用し、剣道の受講義務免除が許容されるべきものとした。これに対して被告側は、この判決は国家が宗教的行為を行った場合の合憲性の限界を判断する基準を示したものであり、国家机关には憲法上“厳格分離”が要求されているとする。さらに、津地鎮祭事件最高裁判決の示した「目的・効果論」に沿って受講義務免除の措置は、特定の宗教者に対する援助・助長・促進という機能を果たすことになるので違憲な行為であると主張した。

津地鎮祭事件最高裁判決の反対意見でも「目的・効果論」の曖昧性と、それ故に拡大解釈された場合の政教分離原則の濟し崩しの危険性が指摘されているように、「目的・効果論」の論理構成とその適用については様々

な論議があり、また、これを援用した裁判所の見解も流動的である。しかも、本ケースは、被告の主張するように、国家行為の宗教的性格が第一義的に問題とされるのではなく、世俗的と合意される国家行為に信教の自由が抵触した場合に、政教分離原則と信教の自由はどう調整されるのかという微妙な課題が問われているのであるから、「目的・効果論」をめぐる両者の主張に対する裁判所の判断が期待されたところである。

しかしながら、判決は、本ケースの判断にあたつては、正面からこの課題に取り組むことをせず、十分な説明も欠いたまま、「少数者の場合に政教分離原則を緩く解釈するというのは妥当ではない」と政教分離原則解釈問題を片づけ、「(剣道履修不受講に履修したものととして評価を与えることは)その宗教の実践に助力しているという評価もあながち不自然ということとはできず、政教分離原則と緊張関係にあることは否定することはできない」と実⁽²⁹⁾に不明瞭な説明で処理した。

信教の自由擁護に関して政教分離原則をどう解釈すべきかについては、わが国では判例も少なく、憲法原則を具体的な個々の状況でどう適用すべきかについて研究も端緒についたばかりで、解釈の方向は大きく二つにわかれる。その一つは、信教の自由を完全に保障するためには厳格な政教分離が前提として要求されるとする。厳格分離の立場である。本ケースにこの立場を機械的に適用すれば、被告の主張のように高専の処置は安易に合憲とされる可能性がある。しかし、もし学校が原告らに剣道実習拒否を認める何らかの措置を講じたとしても、そのこと自体は学校の行為に何ら宗教的性格をもたせるものではなく、もっぱら生徒に対する教育的配慮としてなされるものであるから、政教分離原則の“高い壁”を脅かすことなく、原告の信教の自由を最低限保障することができるであろう。この場合、制限されるのは原告の学習する機会であり、成績評価であり、それは原告が受忍する覚悟の範囲である。むしろそうした措置は、教育基本法九条の宗教に関する寛容の態度と合致することになる。このように、国家の世

俗的行為から、一時的に避難する自由と可能性を生徒に保障する「特別教育配慮義務」は十分に考えられてよい。それは、信教の自由からの要求にかぎらず、いじめ、体罰などからの避難や学校不適応からの解放などの場合にも考慮されるべき教育的裁量である。

いま一つは、政教分離と信教の自由を調和的に両立させるために“分離の壁”を低くして両者の協調を考えようとする協調分離の立場がある。協調分離主義にも多様な理解があるが、ここでは、厳格な政教分離主義を貫けば信教の自由が制約を被るような場合は、信教の自由の擁護を優位において政教分離を“緩やか”に解釈することと理解しておくだけで十分である。津地鎮祭事件最高裁判決はこの理解に立ちながらも、目的と効果を慎重に判断した上で違憲判断がなされるべきとしている。本ケースをこうした「目的効果基準」で判断するとしても、代替措置は結果として学校が宗教にかかわることになることは否定できないが、その措置は、単位の認定によって終了するものであり、そのかわりが原告らの宗教を援助、助長、促進するものとはならない。繰り返し指摘するように、原告らは何らの負担をすることなしに特別の取扱いを得ることを要求しているのではないから、そのことよって、他の生徒との関係で特権的扱いを受けることにもならないだろう。また、信教の自由と引き替えに課される何らかの負担は、逆に生徒の抑圧にならないように、かつ、他の生徒との関係でバランスがとれるようにする教育的配慮も必要であって、これは教師の教育的判断で容易に決定できるものであろう。

おわりに

本事件は、政教分離と信教の自由の対立をめぐる問題として極めて重要な課題を提示しながら、本ケースにおけ

る判決の論理と審議の密度はあまりに粗雑である印象をぬぐえない。宗教的少数者の権利の擁護を巡っては、「エホバの証人」によるアメリカでの法廷闘争によって獲得されたものが多く、それは、一般的人権の拡大・深化にも大きく貢献してきた。それ故、注で紹介したような多くの批判的な論稿が出され、また、裁判所に提出された意見書の多くも、この問題について裁判所が慎重かつ深まった判断をすることが期待された。しかしながら、同時に原告が現実要求する救済と獲得しようとする法律解釈の間にひらきがあることも感じられ、原告と被告の論議が必ずしもかみあわない結果を生んでいるようにも思える。

管理主義的な学校教育の中で、少数的な見解をもつ子ども達や親の学習権・人権が、「社会通念」や「学校裁量」「教育的配慮」の名によって抑圧されている問題は今後多発し、表面化してくるであろう。本稿では、そのことをおさえながら、本事件解決のアプローチが、厳格政教分離を維持しながら、同時に、学習権裁判としても追求できる可能性のあることを紹介した。

- (1) 「日曜日訴訟」判決の評価については、山口和孝「信教の自由と公教育の中立性」『季刊 教育法』63、一九八六年、エイダル研究所、一三八―一四四頁を参照されたい。
- (2) 文中の聖書からの引用は、いずれも、ものみの塔聖書冊子協会発行の『新世界訳聖書』からによる。
- (3) West Virginia State Board of Education v. Barnet, 319 U.S.624,1943
- (4) 「ちさめよ」ものみの塔聖書冊子協会、一九七六年三月二二日号
- (5) 「ものみの塔」、ものみの塔聖書冊子協会、一九八四年九月一五日号
- (6) 「図解コーチ 剣道」成美堂出版、奥山京助「少年剣道指導講座」より。いずれも、原告「平成四年(行ス)第六号執行停止申立却下決定に対する即時抗告事件 意見書」からの重引。

- (7) 同上書、八頁。
- (8) 阿部知二「良心的兵役拒否」岩波新書、稲垣真実「兵役を拒否した日本人」岩波新書など。
- (9) 「福井新聞」一九七五年二月一九日
- (10) 「朝日新聞」一九九一年三月二日
- (11) 「朝日新聞」一九八六年四月二四日(奈良版)
- (12) 一九九三年二月二三日の神戸地裁判決後の記者会見で原告弁護士より配布された「記者用」資料より。
- (13) 「朝日新聞」一九九一年三月二日
- (14) 兵庫県高校体育連盟柔道部「『ものみの塔』の柔道授業拒否について」
- (15) 「判例タイムズ」No.七六四、一九九二年一月二五日、「判例タイムズ」No.七七五(一九九二年四月一日)、平野武「剣道履修拒否と信教の自由―「エホバの証人」神戸高専事件をめぐって―」『龍谷法學』第二五巻第一号(一九九二年六月)、渋谷秀樹「公立工業高等専門学校の原級留置処分と司法審査」『ジュリスト』一〇〇二号(一九九二年)、粕谷友介「剣道」の不受講と宗教上の理由」『法學教室』一三八号別冊、付録判例セレクト九一(一九九二年)、下村哲夫「進級拒否処分と生徒の権利侵害」『季刊 教育法』九二号、エイデル研究所、中村睦男「子どもの信教の自由と学校の裁量」『季刊 教育法』九二号、エイデル研究所、など。
- (16) 神戸地裁「平成四年(行ク)第三号、行政処分執行停止申立事件判決」、一九九二年六月二二日
- (17) 同上書
- (18) 神戸地裁「平成三年(行ウ)第二三号」についての意見書、「疎乙第二四号証」一四一―一六頁。
- (19) 神戸地裁「平成四年(行ウ)第二二号、退学命令処分等取消請求事件判決」、一九九三年二月二三日
- (20) 大阪高裁「平成三年(行ス)第三号、執行停止申立却下決定に対する即時抗告事件」、一九九一年八月二日
- (21) 神戸地裁「平成四年(行ウ)第二二号、退学命令処分等取消請求事件判決」、一九九三年二月二日
- (22) 神戸地裁「平成三年(行ク)第九号、執行停止申立事件」、一九九一年五月一六日
- (23) 神戸地裁「平成四年(行ウ)第二二号、退学命令処分等取消請求事件 本人調書」一九九二年一月七日
- (24) 神戸地裁「平成四年(行ク)第三号、行政処分執行停止申立事件判決」、一九九二年六月二二日
- (25) 神戸地裁「平成四年(行ウ)第二二号、退学命令処分等取消請求事件判決」、一九九三年二月二二日

(26) 最高裁判(三小) 昭二九・七・三〇

(27) 神戸地裁「平成四年(行ウ)第二一号、退学命令処分等取消請求事件判決」、一九九三年二月三日

(28) 同上書